

顧問法律相談制度のご案内

京滋私大教連書記局

京滋私大教連は、京都法律事務所と2009年から顧問契約を締結しています。顧問弁護士には、労働相談だけでなく、日常生活における様々な法律相談（相続・遺言、離婚・離縁、交通事故、医療過誤、借地借家、境界・建築・環境住宅問題、不動産取引、商取引・債権回収、金銭貸借など）にも対応していただける制度となっています。

また、通常なら初回の法律相談には「30分・5250円」の相談料が掛かりますが、初回の法律相談料は「無料」となっています。未組合員の方も含めて平日および土曜日の開設時間内であれば、いつでも法律相談に対応していただけます。事前予約の電話で、「京滋私大教連の紹介もしくは京滋私大教連加盟組合の組合員」である旨を伝えてください。

相談事項はプライバシーに考慮して、秘密厳守となっております。詳しくは、京都法律事務所に直接お電話（075-256-1881）でお問い合わせ下さい。

◆京都法律事務所（1979年9月設立）

◆所在地：京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階

◆受付時間…平日【9時～19時】 土曜日【9時～15時】

◆相談時間…平日【10時～17時】 土曜日【10時～15時】

※ 日・祝日と第2土曜日・年末年始はお休みをいただいております。

◆京都法律事務所のホームページ：<http://www.kyotolaw.jp/>